

議案第 68 号

日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町手数料条例の一部を改正する条例

日出町手数料条例（昭和 51 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「含む」の次に「。次条第 2 項及び第 4 条第 3 項（各号列記以外の部分に限る。）において同じ」を加える。

第 3 条第 1 項中「申請の際」を「申請又は請求の際に現金又は」に改め、同条第 2 項中「請求事項」を「申請又は請求をした事項」に、「取消しする」を「取消しをする」に改める。

第 4 条第 2 項中第 31 号を第 32 号とし、第 7 号から第 30 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7） 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 11 条の規定に該当する者
第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

（33） 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和 3 年法律第 74 号）第 17 条の規定に該当する者

別表第 1 中「別表第 1（第 2 条関係）
特定の者のためにする事務の手数料」を「別表第 1 特
定の者のためにする事務の手数料（第 2 条関係）」に改める。

別表第 2 中「別表第 2（第 2 条関係）
行政不服審査法の規定による事務の手数料」を「別表第
2 行政不服審査法（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による事
務の手数料（第 2 条関係）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に 1 号を加える
改正規定は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する
法律（令和 3 年法律第 7 4 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか
遅い日から施行する。

理 由

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の公布
等に伴い、条例を整備したいので提出する。